

ID: 66

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	センター事業の利用承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市障害者総合支援センター条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第24号		
【根拠条文】 (センター事業の利用の承認の取消し等) 第7条 市長は、前条第1項の規定によりセンター事業の利用の承認を受けた者(以下この条において「事業利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター事業の利用の承認を取り消すことができる。 (1) 利用の目的を達成したとき。 (2) 疾病等により、長期の療養、治療等が必要になったとき。 (3) 市外に転出したとき。 (4) その他特に必要があるとき。 2 事業利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。 (1) 住所等を変更したとき。 (2) 承認を受けたセンター事業の利用を辞退するとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日